

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第27号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第11号中「還付」の右に「に関する請求その他の手続の受付」を加える。

第6条福祉部の款支援課の項中第15号を第16号とし、第2号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による障害者虐待防止センターとしての業務に関する事。ただし、保健部健康づくり推進課の所管に属するものを除く。

第6条保健部の款健康づくり推進課の項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による障害者虐待防止センターとしての業務（精神障害者に関するものに限る。）に関する事。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）